

◎佐賀県条例第35号

佐賀県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

佐賀県獣医師修学資金貸与条例（平成5年佐賀県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 畜産関係機関 農業協同組合、<u>農業協同組合連合会</u>、農業共済組合、<u>農業共済組合連合会</u>、<u>獣医師が自ら開設した診療施設</u>（牛、馬、豚、鶏その他の規則で定める動物を対象とした診療施設に限る。）又は家畜の衛生に関する指導を行う機関で規則で定めるものをいう。</p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 畜産関係機関 農業協同組合、農業共済組合、<u>家畜（牛、馬、豚、鶏その他の規則で定める動物に限る。以下同じ。）を対象とした診療施設又は家畜の衛生に関する指導を行う機関で規則で定めるものをいう。</u></p> <p>(3)・(4) 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。